

第33号 かまがや 消費生活センターだより

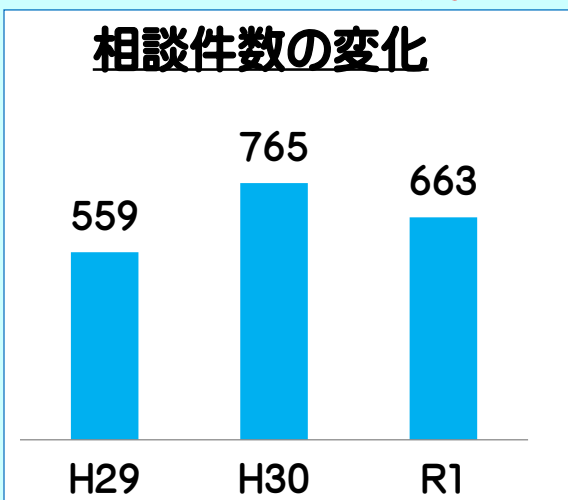
〈令和2年5月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246
※予約優先



令和元年度 鎌ヶ谷市消費生活センター相談概要

あなたも気をつけて！！消費者トラブル

相談件数の変化



相談件数は依然として
多いです。
油断は禁物です！

令和元年度に相談の多かった商品・サービス

架空請求ハガキ

行政機関や大手企業名で「未納料金がある。期日までに連絡がないと裁判になる。」と書かれたハガキ(封書)が届き、問い合わせ先に電話すると、「手続き費用がかかる。」と言われ、金銭を要求された。

- 覚えがない場合は、無視するか消費生活センターに相談してください。

光回線の勧誘

大手電話会社の名で「電話料や通信料が安くなる。」と電話で勧誘され契約したが、料金は安くならなかった。必要のないオプションサービスが多くなり高額になったとの相談もあります。

- すぐに契約せず、必要なサービスか確認を！内容が分からない契約はしないでください。



健康食品、化粧品などの定期購入

ネット通販で「お試し500円」と書いてあった健康食品を1回だけのつもりで頼んだが、翌月、健康食品と12,000円と書かれた払込票が届いた。販売会社のホームページをよく見ると、「4回購入が条件の定期購入」と書いてあった。

- 通信販売は、クーリング・オフがありません。契約条件をよく確認してください。

新型コロナウイルスに便乗した**悪質商法**にご注意を！

公的機関の発表など、正しい情報入手しましょう

事例

水道管にコロナウイルスが付着しているため除去しますよ！



怪しい業者に注意！

厚生労働省です。費用を出すので検査を受けてください。



おやみに個人情報はお教えしないで！

新型コロナウイルス情報

マスクを無料で送付します。
以下のURLから確認をお願いします。
<http://www.xxx.....>



怪しいURLはクリックしないで！

新型コロナウイルス関連の詐欺の手口は他にも・・・

- ・「義援金を集めている。」「助成金が受け取れる。」などの嘘の電話。
- ・息子を装い、「マスクが手に入ったので届ける。」とアポ電。
- ・新型コロナウイルスに感染した親族を装い、電話で現金を要求。
- ・高額なマスクや消毒液の購入を迫る訪問販売・電話勧誘販売。
- ・新型コロナウイルスに関する悪質なデマ情報。
- ・マスクを注文しても届かないネット通販詐欺サイト。

覚えのない金銭の要求や、不審な電話やメールが届いたら、**鎌ヶ谷市消費生活センター**に相談してください。

市役所2階
電話：047-445-1246
時間：平日10時～12時
13時～16時